

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業のご案内

東日本大震災での経験から、災害時等に停電が起こった場合、電力供給の停止が生命の危険に直結する在宅人工呼吸器使用者への対策が重要であることが明らかになりました。

そこで、東京都では、人工呼吸器を使用する難病患者への災害対策として、災害等による停電時に人工呼吸器に電力供給するための発電機を整備することにより、難病患者の生命を確保する目的で事業を行っています。

◆ 事業内容

医療機関が発電機等を購入するにあたり、東京都が購入費を補助します。

発電機を購入した医療機関には、在宅人工呼吸器使用難病患者へ発電機を無償貸与していただくことが条件となります。

◆ 補助対象医療機関

以下の全てを満たす医療機関

- ① 都内に居住する在宅難病患者に対し、人工呼吸療法を実施する医療機関
(睡眠時無呼吸症候群の患者に対する指導管理を除く。)
- ② 医療機器の保守管理事業者、訪問看護ステーション等と連携して緊急時における患者の安全確保のための指導等を行う医療機関

◆ 対象となる在宅患者

難病法に規定されている指定難病又は東京都難病医療費助成対象疾病等により患している在宅難病患者で、原則として今年度4月1日以降に在宅療養を開始した方。

ただし、前年度以前に在宅療養を開始した方についても、申請を認める場合がございますので、担当までお問い合わせください。

◆ 補助対象物品

- ① 自家発電装置 (基準額 212,000円)
- ② 無停電装置 (基準額 41,100円)

※対象物品に品名・メーカーの指定等はありません。

なお、購入しようとしている装置が人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれがないかどうか、保守点検事業者又は医療機器メーカーに必ずご確認ください。

◆ 補助率 10/10 (千円未満の端数は切り捨てとなりますので、ご了承ください。)

◆ 申請受付期間 4月1日から同年12月末まで

◆ 申請の流れ

- ①交付申請 ②(都)交付決定通知 ③物品購入 ④実績報告 ⑤(都)確定通知 ⑥(都)支払

※ 補助金の交付決定前に購入した物品は、補助対象となりませんのでご注意ください。

【問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎29階南側
東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課在宅難病事業担当 電話 03(5320)4477